

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四四号）第二条第二項の規定に基づき、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る礎土の量の検定の方法を定める總理府令を次のようく定める。

第一条 農用地 (試料の採取)

第一条 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令第二条第一項第四号の要件に該当するかどうかの判定のために行う砒素の量の検定（以下「検定」という。）のための試料とする土壤を採取する場合は、検定に係る農用地の面積のおおむね二・五ヘクタールにつき一箇所の割合で、選定しなければならない。

検定のための試料とする土壤の採取は、前項の規定により選定された三場の水口地点、中央で、

3 漢定のところの武斗は、武斗采又地点で采又の地点及び水尻地点を結ぶ線を三等分し、それらの線のおのの中点（以下「試料採取地点」という。）において、行わなければならぬい。

(検定の方法) 土壌を風乾し、非金属製の二ミリメートルまでのふるいを通しておき、その試料を用いて地表からおむね十五センチメートルまでの土壌を採取する。十分混合したものでなければならぬ。

第二条 検定は、別表に掲げる方法により試薬及び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分の測定を行い、その結果に基づき、付録の算式により算出して、行わなければならぬ。

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年六月一日總理
五八号）

この府令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年八月一四日総

抄
第九四号)
この府令は、内閣法の一部を改正する法律

（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（令和一年三月三〇日環境
九号）
この省令は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

この省令は、公布の日から施行する。

付録

C = $\frac{C_1 + C_2 + C_3}{3}$

式(2)の結果、**標準偏差**(標準偏差を「セクタライ」)は、**セクタライ**と**セクタライ**とは、**式(2)**で示す通りである。標準偏差を求める式は、**式(2)**の次式によると算出される。

$$\frac{1}{2} \times n \times (\Delta_{\text{セクタライ}} - \Delta_{\text{セクタライ}})^2 \times \frac{W_1}{W_1 + W_2}$$

式(2)の結果、**標準偏差**は、**式(2)**の次式によると算出される。

$$\sigma^2 = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n (A_i - \bar{A})^2 \times W_i$$